

○総務省令第八十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、並びに同法及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(免許を要しない無線局) 第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 「一〇三 略」 「2・3 略」 4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 「一〇七 略」 八 削除 「九〇十一 略」 (特定無線局の対象とする無線局) 第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 「一 略」 一 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局（総務大臣が別に告示するものを除く。） 「三〇七の二 略」 七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものその他総務大臣が別に告示するものを除く。） 七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものその他総務大臣が別に告示するものを除く。） 「八・九 略」 「2 略」 (特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に及び、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一 略」 一 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 「(1) (2) 略」	(免許を要しない無線局) 第六条 「同上」 「一〇三 同上」 「2・3 同上」 4 「同上」 「一〇七 同上」 八 五帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇ワット以下であるもの 「九〇十一 同上」 (特定無線局の対象とする無線局) 第十五条の二 「同上」 「一 同上」 一 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 「三〇七の二 同上」 七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 七の四 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 「八・九 同上」 「2 同上」 (特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 「同上」 「一 同上」 一 「同上」 「(1) (2) 同上」

(13)	設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(14)	設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局（ローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下この条において同じ。）の陸上移動局を除く。）に係るもの
(15)	設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(16)	設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局（ローカル5Gの陸上移動局を除く。）に係るもの
(17)	「略」
(18)	「略」
(19)	「略」
	「削る」
(20)	「略」
(24)	設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(25)	設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局（自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局根本基準第三条第二号の二）に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の陸上移動局を除く。）に係るもの
	「三〇七の二 略」
七の三	設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
	「(1)・(2) 略」
(3)	設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(4)	設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局（自営等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。）に係るもの
七の四	ローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
(1)	設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(2)	設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及

(13)	設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
	「新設」
(14)	設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
	「新設」
(15)	「同上」
(16)	「同上」
(17)	「同上」
(18)	設備規則第四十九条の二十一第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(19)	「同上」
(23)	設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
	「新設」
	「三〇七の二 同上」
七の三	「同上」
	「(1)・(2) 同上」
(3)	設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
	「新設」
七の四	設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
(1)	設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの
(2)	設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

ひ第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

「八・九 略」

十 前条第二項第一号に規定する基地局

「(1)～(3) 略」

(4) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)

(5) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。)

(6) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(13)及び(16)に掲げるものを除く。)

(7) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(14)及び(18)に掲げるものを除く。)

(8) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(13)及び(16)に掲げるものを除く。)

十一 前条第二項第二号に規定する基地局

「(1)～(8) 略」

(9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 及び第三項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。) に係るもの

(10) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 及び第四項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。) に係るもの

(11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 及び第五項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。) に係るもの

(12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 及び第六項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。) に係るもの

(13) 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 及び第七項に規定する技術基準

(14) 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 及び第三項に規定する技術基準

(15)～(18) 「略」

(19) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第六項に規定する技術基準

(20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第七項に規定する技術基準

十二 前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局

「(1)～(3) 略」

(4) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

「八・九 同上」

十 「同上」

「(1)～(3) 同上」

(4) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

(5) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

(6) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)

(7) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(14)及び(16)に掲げるものを除く。)

(8) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

十一 「同上」

「(1)～(8) 同上」

「新設」

「新設」

「新設」

「新設」

「新設」

「新設」

「新設」

(9)～(12) 「同上」

「新設」

「新設」

十二 「同上」

「(1)～(3) 同上」

「新設」

(登録の対象とする無線局)		(登録の対象とする無線局)	
第十六条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。		第十六条 「同上」	
「一〜五 略」		「一〜五 同上」	
六から十まで 削除		六 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局	
		七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局	
		八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局	
		九 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局	
		十 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局	
「十一〜十二 略」		「十一〜十二 同上」	
(登録局の無線設備の規格)		(登録局の無線設備の規格)	
第十七条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。		第十七条 「同上」	
「一〜五 略」		「一〜五 同上」	
六から十まで 削除		六 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの	
		七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの	
		八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの	
		九 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの	
		十 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの	
「十一〜十二 略」		「十一〜十二 同上」	
(登録局の開設区域)		(登録局の開設区域)	
第十八条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。		第十八条 「同上」	
「一 略」		「一 同上」	
二 削除		四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。	
「三 略」		「三 同上」	
「2 略」		「2 同上」	
(簡易な操作)		(簡易な操作)	
第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。		第三十三条 「同上」	
「一〜五 略」		「一〜五 同上」	
六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の		六 「同上」	

転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 (1) 基地局（第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項、第四十九条の二十八第二項、第二項、第五項及び第七項、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九の二第一項、第二項、第六項及び第八項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フエムトセル基地局」という。） 〔(2) 〽 (5) 略〕 〔七・八 略〕	(1) 基地局（第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フエムトセル基地局」という。） 〔(2) 〽 (5) 同上〕 〔七・八 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

改 正 後	改 正 前
別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式略〕 〔注1～21 略〕 22 22の欄は、次によること。 〔(1)～(11) 略〕 (12) 無線局根本基準第3条第2号の2に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル5Gの無線局にあつては、次のうち該当する項目を記載し、それを確認できる資料を添付すること。 〔ア・イ 略〕 〔削る〕 〔(13)～(16) 略〕 〔23～25 略〕	別表第二号第2 〔同左〕 〔様式同左〕 〔注1～21 同左〕 22 〔同左〕 〔(1)～(11) 同左〕 (12) 〔同左〕 〔ア・イ 同左〕 <u>ウ</u> その他通信の相手方が停止して運用する無線局 〔(13)～(16) 同左〕 〔23～25 同左〕
別表第三号の六 包括免許（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式略〕 〔注1～3 略〕 4 2の欄は、次によること。 〔(1)～(6) 略〕 (7) ⑥の欄は、次によること。 〔ア 略〕 イ <u>施行規則第21条の4</u>に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。 〔ウ～オ 略〕	別表第三号の六 〔同左〕 〔様式同左〕 〔注1～3 同左〕 4 〔同左〕 〔(1)～(6) 同左〕 (7) 〔同左〕 〔ア 同左〕 イ <u>施行規則第21条の3</u>に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。 〔ウ～オ 同左〕

[5 略]	[5 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前				
目次 「第一章く第三章 略」 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 「第一節く第四節の十七の二 略」 第四節の十八 削除 「第四節の十九く第九節 略」 「第五章 略」 附則 (定義) 第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 「一く十四 略」 十五 「ローカル5 G」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この号において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。 「十六 略」 (混信防止機能) 第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 「一く八 略」 九 削除 「十く十二 略」 (空中線電力の許容偏差) 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 <table border="1" data-bbox="185 1345 1104 1382"> <tr> <td>送信設備</td><td>許容偏差</td></tr> </table>	送信設備	許容偏差	目次 「第一章く第三章 同上」 第四章 「同上」 「第一節く第四節の十七の二 同上」 第四節の十八 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の二十一） 「第四節の十九く第九節 同上」 「第五章 同上」 附則 (定義) 第三条 「同上」 「一く十四 同上」 十五 「ローカル5 G」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。 「十六 同上」 (混信防止機能) 第九条の四 「同上」 「一く八 略」 九 五GHz帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局及び携帯局については、次に掲げる機能 イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能 ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能 「十く十二 同上」 (空中線電力の許容偏差) 第十四条 「同上」 <table border="1" data-bbox="1142 1345 2060 1382"> <tr> <td>送信設備</td><td>許容偏差</td></tr> </table>	送信設備	許容偏差
送信設備	許容偏差				
送信設備	許容偏差				

七	次に掲げる送信設備 「(一) (五) 略」 「削る」 「(六) 略」 「(七) 略」 「(八) 略」 「(九) 略」	「略」	「略」	上限 (ペーセ ント)	下限 (ペーセ ント)
十六	シングルキャリア周波 数分割多元接続方式又は直 交周波数分割多元接続方式 携帯無線通信を行う無線局 の送信設備及びローカル 5 G の無線局の送信設備	「略」	第四十九条の六の十二第一項 、第三項及び第四項において 無線設備の条件が定められて いる基地局の送信設備であつ て、空中線端子がないもの	「略」	「略」
十六	「同上」	「同上」	第四十九条の六の十二第一項 において無線設備の条件が定 められている陸上移動中継局 及び陸上移動局（携帯無線通 信又はローカル 5 G の無線局 による無線通信の中継を行う ものに限る。）の送信設備	「同上」	「同上」
十六	「同上」	「同上」	第四十九条の六の十二第一項 において無線設備の条件が定 められている陸上移動局（携 帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中 継を行うものを除く。）の送 信設備	「同上」	「同上」
十六	「同上」	「同上」	第四十九条の六の十二第二項 、第五項及び第六項において 無線設備の条件が定められて いる基地局、陸上移動中継局	「同上」	「同上」
七	「同上」 「(一) (五) 同上」 「(六) 五 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備」 「(七) 同上」 「(八) 同上」 「(九) 同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
十六	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

十八 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備	〔略〕	及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5 Gの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5 Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	九一	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるものの	一〇〇	五〇		
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子がないもの	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムで	八七	四七		
	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子がないもの	一二四	五五		
	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	八七			
十八 〔同上〕	〔同上〕	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	八七		
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子がないもの	一二四	五六		

「略」	行われる無線通信の中継を行うものに限る。)の送信設備		
「略」	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局(広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。)の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備(基地局と通信を行うものに限る。)	一〇〇	七九
「略」	「略」	「略」	「略」

〔2ゝ5 略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四十ノット以下でなければならない。

〔2ゝ7 略〕

8 ニ、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三、四GHzを超え三、六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三、四GHzを超え四、一GHz以下、四、五GHzを超え四、六GHz以下、四、九GHzを超え五、〇GHz以下、二七GHzを超え二八、二GHz以下若しくは二九、一GHzを超え二九、五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

「一ゝ八 略」

「同上」	第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

〔2ゝ5 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「同上」

〔2ゝ7 同上〕

8 ニ、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三、四GHzを超え三、六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三、四GHzを超え四、一GHz以下、四、五GHzを超え四、六GHz以下、二七GHzを超え二八、二GHz以下又は二九、一GHzを超え二九、五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

「一ゝ八 同上」

九 二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局（陸上移動中継局にあつては、三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの無線局（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の 限度
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
陸上移動中継局 又は陸上移動局		〔略〕	〔略〕

注一 基地局においては、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、二六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

〔二 略〕

十 二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）を除く。）及び二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（ローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）を除く。）の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
〔略〕	〔略〕	〔略〕
陸上移動局（携帯無線通信及びローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く）	〔略〕	〔略〕

〔9〕13 略〕

九 二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の 限度
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
陸上移動局		〔同上〕	〔同上〕

注一 基地局においては、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、二六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

〔二 同上〕

十 二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5G（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
陸上移動局	〔同上〕	〔同上〕

〔9〕13 同上〕

14 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五ghzを超え二、四九四ghz以下又は五、六五〇ghzを超え五、七五五ghz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七ghzを超え一八・七二ghz以下及び一九・二二ghzを超え一九・七ghz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二ghz帯、二六ghz帯又は三八ghz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二ghzを超え二二・四ghz以下、二二・六ghzを超え二三ghz以下、二五・二五ghzを超え二七ghz以下、三八・〇五ghzを超え三八・五ghz以下又は三九・〇五ghzを超え三九・五ghz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

「表略」

「15（34）略」

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「表略」

一 一般的条件

「イ（ホ）略」

へ キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

「(1)・(2) 略」

「ト（リ）略」

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

14 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五ghzを超え二、四九四ghz以下又は五、六五〇ghzを超え五、七五五ghz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五ghz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七ghzを超え一八・七二ghz以下及び一九・二二ghzを超え一九・七ghz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二ghz帯、二六ghz帯又は三八ghz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二ghzを超え二二・四ghz以下、二二・六ghzを超え二三ghz以下、二五・二五ghzを超え二七ghz以下、三八・〇五ghzを超え三八・五ghz以下又は三九・〇五ghzを超え三九・五ghz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

「表同上」

「15（34）同上」

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 「同上」

「表同上」

一 「同上」

「イ（ホ） 同上」

へ キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

「(1)・(2) 同上」

「ト（リ） 同上」

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

- (1) 基地局の無線設備 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- (2) 陸上移動局の無線設備

2 前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一、四 略」

五 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次のイからヘまでに掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

イ 七一五MHzを超え七四八MHz以下

ロ 八一五MHzを超え八四五MHz以下

ハ 九〇〇MHzを超え九一五MHz以下

ニ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下

ホ 一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下

ヘ 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

六 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

2

- (イ) 占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのもの 二分のπシフト二相位相変調、四分のπシフト四相位相変調又は四相位相変調
- (ロ) 占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのもの 二相位相変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調
- (ハ) その他のもの 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ハ 相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

「同上」

「一、四 同上」

五 空中線電力（次に掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

イ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備

ロ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつて二、三三〇kHzを超え二、三七〇kHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

ハ ローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線局の無線設備

ニ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち周波数分割複信方式を用いるもの

ホ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備（空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。）

ヘ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

ト シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

六 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

〔3ゝ6 略〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号の条件）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イゝホ 略〕

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

〔(1)・(2) 略〕

〔ト・チ 略〕

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

〔2 略〕

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一ゝ三 略〕

四 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次のイからハまでに掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

イ 二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下

ロ 二・三三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下

ハ 三・四GHzを超え三・六GHz以下

五 送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。た

〔3ゝ6 同上〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号の条件）に適合するものでなければならない。

一 〔同上〕

〔イゝホ 同上〕

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

〔(1)・(2) 同上〕

〔ト・チ 同上〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔一ゝ三 同上〕

四 空中線電力（前条第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

し、等価電力輻射電力が絶対利得三デシベル（二、〇一〇dB）を超え二、〇二五dB以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル）の空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

「六 略」

「4ゝ6 略」

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5 Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5 Gの無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5 Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下この条において同じ。）を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

無線設備の区分		周波数
局	シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備
	陸上移動中継局の無線設備	二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下
	陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備	三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下
ローカル5 Gの無線局	基地局又は陸上移動局の無線設備	四・六GHzを超え四・九GHz以下
	陸上移動中継局の無線設備	四・八GHzを超え四・九GHz以下

「一般的条件

「イゝホ 略」

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局及び次項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつて

「六 同上」

「4ゝ6 同上」

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5 Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5 G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「同上」

「イゝホ 同上」

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

は、(2)に掲げる無線局及び次項に規定する条件に適合する無線設備を使用する陸上移動局を含む。)との間の通信(総務大臣が別に告示するものを除く。)に限ること。

〔(1)・(2) 略〕

〔ト・チ 略〕

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イ・ロ 略〕

ハ 空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1) 二、三三〇㎐を超え二、三七〇㎐以下、四・〇㎐を超え四・一㎐以下又は四・六㎐を超え四・八㎐以下の周波数の電波を送信する無線設備 二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次の(イ)から(エ)までに掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

(イ) 二、三三〇㎐を超え二、三七〇㎐以下

(ロ) 三・四㎐を超え四・一㎐以下(四・〇㎐を超え四・一㎐以下の周波数の搬送波を含む場合に限る。)

(ハ) 四・五㎐を超え五・〇㎐以下(四・六㎐を超え四・八㎐以下の周波数の搬送波を含む場合に限る。)

(2) 三・四㎐を超え四・〇㎐以下、四・五㎐を超え四・六㎐以下又は四・八㎐を超え五・〇㎐以下の周波数の電波を送信する無線設備 四〇〇ミリワット以下(複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下)であること。ただし、次の(イ)及び(ロ)に掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術

〔(1)・(2) 同上〕

〔ト・チ 同上〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 陸上移動局の無線設備 二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 空中線電力(第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

を用いた送信を行う場合にあっては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあっては八〇〇ミリワット以下）であること。

(イ) 三・四GHzを超え四・〇GHz以下

(ロ) 四・五GHzを超え五・〇GHz以下（四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の搬送波を含む場合を除く。）

ニ 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

〔ホ 略〕

四 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、第一号及び第二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ 空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

一

(1) 基地局と通信を行う無線設備 二五〇ミリワット以下であること。

(2) 陸上移動局と通信を行う無線設備 二五〇ミリワット以下であること。

ロ 送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1) 基地局と通信を行う無線設備 九デシベル以下であること。

(2) 陸上移動局と通信を行う無線設備 〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ニ 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあっては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあっては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イ、ホ 略〕

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ

ニ 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

〔ホ 同上〕

〔新設〕

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 〔同上〕

〔イ、ホ 同上〕

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ

送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局及び前項に規定する条件に適合する無線設備を使用する陸上移動局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局及び前項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。)との間の通信(総務大臣が別に告示するものを除く。)に限ること。

〔(1)・(2) 略〕

〔ト・チ 略〕

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 空中線電力(二七dBを超え二九・五dB以下の周波数の搬送波のみを使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、三・一六ワット以下であること。

〔ニ・ホ 略〕

四 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備は、第一号及び第二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ 空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

一

(1) 基地局と通信を行う無線設備 二〇〇ミリワット以下であること。

(2) 陸上移動局と通信を行う無線設備 二〇〇ミリワット以下であること。

ロ 送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。)との間の通信に限ること。

〔(1)・(2) 同上〕

〔ト・チ 同上〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 陸上移動局の無線設備 二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて二七dBを超え二九・一dB以下又は二九・一dBを超え二九・五dB以下の周波数を使用するものから送信される搬送波及びローカル5G(二八・二dBを超え二九・一dB以下の周波数の電波を使用する場合に限る。)の無線局から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔ニ・ホ 同上〕

〔新設〕

	(1) 基地局と通信を行う無線設備 二〇デシベル以下であること。 (2) 陸上移動局と通信を行う無線設備 二〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二〇デシベルの空中線に二〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。 ハ 増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。 ニ 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。
3	第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。 一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。 三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。 四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。 五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。 六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
4	第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。
5	第二項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。 一 空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に四〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。 三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。 四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。 五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の放射を停止する機能を有すること。

6 第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第二項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7 前各項に規定する条件のほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「表略」

一 一般的条件

「イ・ホ 略」

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

「(1)・(2) 略」

「ト・チ 略」

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「イ・ロ 略」

へ 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次のりから④までに掲げる

「新設」

「新設」

第四十九条の六の十三 「同上」

「表同上」

一 「同上」

「イ・ホ 同上」

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

「(1)・(2) 同上」

「ト・チ 同上」

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

- (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- (2) 陸上移動局の無線設備 二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

へ 空中線電力（第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信

周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

(1) 七一八㎒を超え七四八㎒以下

(2) 八一五㎒を超え八四五㎒以下

(3) 九〇〇㎒を超え九一五㎒以下

(4) 一、四二七・九㎒を超え一、四六二・九㎒以下

(5) 一、七二〇㎒を超え一、七八五㎒以下

(6) 一、九二〇㎒を超え一、九八〇㎒以下

二 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

【ホ 略】

2 前項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号へ及びその規定は適用しない。

一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系についてはこの限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

3 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

【ホ 同上】

【新設】

【新設】

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三 【同上】

一 【同上】

「イ・ホ 略」

へ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局（ローカル5Gの基地局とキヤリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局（ローカル5Gの陸上移動局とキヤリアアグリゲーション技術を用いて基地局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

「(1)・(2) 略」

二 送信設備の条件

「イ・ロ 略」

へ 空中線電力は、次のとおりであること。

「(1) 略」

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、キヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

「二・ホ 略」

第四節の十八 削除

第四十九条の二十一 削除

「イ・ホ 同上」

へ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局（ローカル5Gの基地局とキヤリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局（ローカル5Gの陸上移動局とキヤリアアグリゲーション技術を用いて基地局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）との間の通信に限ること。

「(1)・(2) 同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

へ 「同上」

「(1) 同上」

(2) 「同上」

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

「二・ホ 同上」

第四節の十八 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備

(五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十一 五GHz帯無線アクセスシステムの基地局、携帯基地局、陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）及び携帯局（次項に規定するものを除く。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式、単信方式、同報通信方式、半複信方式又は複信方式であること。ただし、半複信方式又は複信方式については、時分割複信方式を使用すること。

二 変調方式は、次のいずれかであること。

イ 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式

(3) 直交周波数分割多重方式

ロ 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合 直交周波数分割多重方式

三 送信バースト長は、四ミリ秒以下であること。

四 空中線電力は、次のとおりであること。

イ 直交周波数分割多重方式を使用する場合

- (1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合は、二五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における空中線電力は五〇ミリワット以下であること。
- (2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合は、二五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における空中線電力は二五ミリワット以下であること。

ロ イ以外の方式を使用する場合は、二五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における空中線電力は五〇ミリワット以下であること。

五 陸上移動中継局、陸上移動局及び携帯局（他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものを除く。）が送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

六 送信装置の空中線は、次の条件に適合すること。

イ 絶対利得は、一二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得一二デシベルの送信空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ロ 送信空中線の水平面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

$$360 / (A / 4) \text{ 度}$$

Aは、等価等方輻射電力を絶対利得〇デシベルの送信空中線に平均電力が250ミリワットの空中線電力を加えたときの値を添したものと、4を下回るときは4とする。

七 直交周波数分割多重方式は、一MHzの帯域幅当たりのキャリア数が一以上であること。

八 スペクトル拡散方式は、拡散帯域幅を変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値が五以上のもの又は変調信号の送信速度に等しい周波数の五倍以上の周波数帯域幅にわたつて掃引する信号を変調信号の送信の周期ごとに直接乗算させるものであること。

九 隣接チャネル漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ 四〇MHzシステム（占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の（±）一九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下及び八マイクロワット以下であること。

ロ 二〇MHzシステム（占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・五ミリワット以下、一六マイクロワット以下であること。

ハ 一〇MHzシステム(占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下のものをいう。以下同じ。)

割当周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数の(±)四・五MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下、八マイクロワット以下であること。

ニ 五MHzシステム(占有周波数帯幅が四・五MHz以下のものをいう。以下同じ。)

割当周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数の(±)二・二五MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・一二五ミリワット以下、四マイクロワット以下であること。

十 帯域外漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ 四〇MHzシステム

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八四〇MHz以上四、八七〇MHz以下	二マイクロワット以下
四、八七〇MHzを超え四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超え四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇MHz以上五、〇六〇MHz以下	二・五マイクロワット以下

ロ 二〇MHzシステム

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七五MHz以上四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超え四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇MHz以上五、〇二五MHz以下	二・五マイクロワット以下

ハ 一〇MHzシステム

周波数帯	1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八九五MHz以上四、九〇五MHz未満及び四、九五五MHzを超え四、九六五MHz以下	一五マイクロワット以下

二 五MHzシステム

周波数帯	1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九〇二・五MHz以上四、九〇七・五MHz未満及び四、九五二・五MHzを超え四、九五七・五MHz以下	一五マイクロワット以下

十一 四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの(±)一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット又は〇・二マイクロワットのいずれかであること。

十二 前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

2 五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。）の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

イ 前項第二号イ(3)及びロの変調方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

- (1) 占有周波数帯幅が一・九・七MHz以下の場合、1MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。
- (2) 占有周波数帯幅が一・九・七MHzを超え二・八MHz以下の場合、1MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

ロ 前項第二号イ(1)の変調方式を使用する送信装置は、1MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること

ハ 前項第二号イ(2)の変調方式を使用する送信装置は、一〇ミリワット以下であること。

二 送信装置の空中線は、次の条件のいずれかに適合すること。

イ 絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、1MHzの帯域幅の等価等方輻射電力が、絶対利得〇デシベルの送信空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ロ 送信空中線の水平面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

$$360/A度$$

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得〇デシベルの送信空中線に平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除したものとし、1を下回るときは1とする。ただし、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の上限は、絶対

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五㎒を超え二、六五五㎒以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条から第四十九条の二十九の二までにおいて同じ。）を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

〔ロ〕ホ 略〕

〔二 略〕

〔2〕7 略〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割

標準10ギンシとの差前後中幾に10ミリワットを定めたべきの画とする。

三 四、八四〇㎒及び四、八六〇㎒の（±）一〇㎒の帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は、〇・二マイクロワット以下であること。

四 送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものであつて、他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

五 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五㎒を超え二、六五五㎒以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 「同上」

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

〔ロ〕ホ 同上〕

〔二 同上〕

〔2〕7 同上〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割

多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五㎐を超え二、六五五㎐以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

「イ・ニ 略」

ホ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

「(1)・(2) 略」

「く・ト 略」

二 送信装置の送信バースト長及び隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

イ 基地局の送信装置にあつては、二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇㎐の無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

ロ 陸上移動中継局の送信装置にあつては、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、八〇〇ミリワット以下であり、かつ、基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇㎐の無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五㎐を超え二、六五五㎐以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 「同上」

「イ・ニ 同上」

ホ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

「(1)・(2) 同上」

「く・ト 同上」

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（占有周波数帯幅の許容値が一・四㎐のものを除く。）の無線設備 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 陸上移動局（占有周波数帯幅の許容値が一・四㎐のものに限る。）の無線設備 二相位相変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調

ロ 送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇㎐の無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

「二・三 略」

- 3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第二項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第二項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「二・二 略」

三 送信装置の空中線電力（二、五四五Hzを超え二、六五五Hz以下の周波数の搬送波のみを使用してキャリアアクリグレーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、八〇〇ミリワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に八〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

「五 略」

- 4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下二の条及び次条において同じ。）

(1) 一の搬送波を送信する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2) 複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は他の陸上移動局により中継されるものを含む。ロにおいて同じ。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。ロにおいて同じ。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

ロ 再生中継方式以外の中継方式 陸上移動局から基地局への送信を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

「二 略」

「二・三 同上」

- 3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

「二・二 同上」

三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリグレーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、一〇〇ミリワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下（空中線電力が〇・二ワットを超える場合は一デシベル以下。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得一デシベルの空中線に〇・四ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

「五 同上」

- 4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

「二 同上」

三 再生中継方式による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

〔四 略〕

〔五 〃 八 略〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二、五四五㎐を超え二、六五五㎐以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

〔ロ 〃 二 略〕

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

〔(1)・(2) 略〕

〔ヘ・ト 略〕

二 送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性（基地局の送信装置に係るものに限る。）及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

〔四 同上〕

〔五 〃 八 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動局の無線設備であつて、二、五四五㎐を超え二、六五五㎐以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 〔同上〕

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

〔ロ 〃 二 同上〕

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

〔(1)・(2) 同上〕

〔ヘ・ト 同上〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

- (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- (2) 陸上移動局の無線設備 二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条

2 前項の基地局（第六項においてその無線設備の条件が定められているもの又は第七項においてその無線設備の条件が定められているものを除く。）の無線設備は、前項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信装置の空中線電力は、チャネル間隔が二〇MHzであるものは二〇ワット以下、チャネル間隔が二〇MHzであるものは四〇ワット以下、チャネル間隔が三〇MHzであるものは六〇ワット以下、チャネル間隔が四〇MHzであるものは八〇ワット以下又はチャネル間隔が五〇MHzであるものは一〇〇ワット以下であること。

〔二 略〕

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 送信装置の空中線電力（二・五四五MHzを超え二・六五五MHz以下の周波数の搬送波のみを使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

〔四 略〕

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 再生中継方式

(1) 一の搬送波を送信する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2) 複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

件に適合するものであること。

2 基地局の無線設備は、前項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 送信装置の空中線電力は、一〇MHzあたり二〇ワット以下であること。

〔二 同上〕

3 陸上移動局の無線設備は、第一項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔一 同上〕

二 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下（空中線電力が〇・二ワットを超える場合は一デシベル以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得一デシベルの空中線に〇・四ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

〔四 同上〕

〔新設〕

- ロ 再生中継方式以外の中継方式 陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。
- 三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- 四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
- 5 第一項の陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
- 一 送信装置の空中線電力は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。
- イ 基地局と通信を行うもの 四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）以下であること。
- ロ 陸上移動局と通信を行うもの チャネル間隔が一〇皿であるものは二〇ワット以下、チャネル間隔が二〇皿であるものは四〇ワット以下、チャネル間隔が三〇皿であるものは六〇ワット以下、チャネル間隔が四〇皿であるものは八〇ワット以下又はチャネル間隔が五〇皿であるものは一〇〇ワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。
- イ 基地局と通信を行うもの 四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- ロ 陸上移動局と通信を行うもの 一七デシベル以下であること。
- 三 基地局と通信を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- 6 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号への規定は、適用しない。
- 一 送信装置の空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。
- 三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

〔新設〕

〔新設〕

四	空中線系は、容易に取り外すことができないこと。
五	当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。
六	当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できなく場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
七	第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第一号に規定する基地局に限り、前項各号に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項各号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。
八	前各項に規定する条件のほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。
別表第一号（第5条関係）	
周波数の許容偏差の表	
〔表略〕	
〔注1～30 略〕	
31	次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
(1)	携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備に使用するもの 〔ア～ク 略〕
ケ	第49条の6の12第1項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。
ア)	基地局 〔A 略〕
B	空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が <u>20デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超え38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超え47デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの</u> （ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz
C	<u>アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて空中線電力が20デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの</u> （ $0.25 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz
	<u>D</u> <u>E</u> <u>Hz</u>
	<u>D</u> ・ <u>E</u> 〔略〕
イ)	<u>陸上移動中継局</u>

〔新設〕

〔新設〕

別表第一号（第5条関係）	
周波数の許容偏差の表	
〔表同左〕	
〔注1～30 同左〕	
31	〔同左〕
(1)	〔同左〕 〔ア～ク 同左〕
ケ	〔同左〕 〔同左〕
ア)	〔同左〕 〔A 同左〕
B	空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が <u>38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの</u> （ $0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$ ）Hz
	〔新設〕
	<u>C</u> ・ <u>D</u> 〔同左〕
	〔新設〕

<u>A 陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
<u>B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
<u>(7) 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz	<u>(4) 陸上移動局</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz
<u>(エ) 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）</u>	[新設]
<u>A 陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
<u>B 基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
コ 第49条の6の12第2項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（f は、送信周波数（単位Hz）とする。）。	コ [同左] [同左]
<u>(7) 基地局</u>	<u>(7) 基地局</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz
<u>A 空中線電力が26デシベル（1 mW を 0 デシベルとする。）を超えるもの</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
<u>B 空中線電力が26デシベル（1 mW を 0 デシベルとする。）以下のもの</u> $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
<u>(4) 陸上移動中継局</u>	[新設]
<u>A 陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
<u>B 基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
<u>(7) 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）</u> $(0.105 \times f \times 10^{-6})$ Hz	<u>(4) 陸上移動局</u> $(0.105 \times f \times 10^{-6})$ Hz
<u>(エ) 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）</u>	[新設]
<u>A 陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
<u>B 基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備</u> $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz	
サ 第49条の6の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（f は、送信周波数（単位Hz）とする。）。	サ [同左] [同左]
(7) 基地局	(7) [同左]
[A 略]	[A 同左]
B 各空中線端子における電力が<u>20デシベル（1 mW を 0 デシベルとする。）</u>を超える	B 各空中線端子における電力が<u>38デシベル（1 mW を 0 デシベルとする。）</u>以下の

<u>38デシベル</u>（1 mWを0デシベルとする。）以下のもの（$0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$）Hz <u>C</u> 各空中線端子における電力が20デシベル（1 mWを0デシベルとする。）以下のもの（$0.25 \times f \times 10^{-6} + 12$）Hz 〔(1) 略〕 〔(2)～(20) 略〕 (21) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局 〔ア 略〕 <u>イ</u> 陸上移動中継局 <u>3</u>（10^{-6}） <u>ウ</u> 〔略〕 〔(22)～(24) 略〕 〔32～46 略〕 <u>47</u> <u>削除</u> 〔48～57 略〕 別表第二号（第6条関係） 〔第1～第11 略〕 第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5 Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。 〔1～5 略〕	もの（$0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$）Hz 〔新設〕 〔(1) 同左〕 〔(2)～(20) 同左〕 (21) 〔同左〕 〔ア 同左〕 〔新設〕 <u>イ</u> 〔同左〕 〔(22)～(24) 同左〕 〔32～46 同左〕 <u>47</u> 5 GHz 帯無線アクセスシステムの送信装置に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、$20(10^{-6})$とする。 〔48～57 同左〕 別表第二号（第6条関係） 〔第1～第11 同左〕 第12 〔同左〕 〔1～5 同左〕
--	--

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局の無線設備

(1) 第49条の6の12第1項に規定する基地局及び陸上移動中継局の無線設備

[ア～シ 略]

(2) 第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備

[ア～サ 略]

シ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

ス 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからサまでに定める値

(3) 第49条の6の12第2項に規定する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備
[ア～エ 略]

オ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

カ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからエまでに定める値

[(4) 略]

[第13～第46 略]

第47 削除

[第48～第51 略]

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの

6 [同左]

(1) 第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備

[ア～シ 同左]

(2) [同左]

[ア～サ 同左]

シ キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

ス キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからサまでに定める値

(3) 第49条の6の12第2項に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

[ア～エ 同左]

オ 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

カ 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからエまでに定める値

[(4) 同左]

[第13～第46 同左]

第47 5 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 40MHz システムの場合 38 MHz

2 20MHz システムの場合 19.7 MHz

3 10MHz システムの場合 9 MHz

4 5 MHz システムの場合 4.5 MHz

[第48～第51 同左]

第52 [同左]

無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。 [1 略] 2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備 [(1)～(5) 略] (6) <u>陸上移動局（中継を行うものを除く。）</u>の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔の総和に応じて(2)から(5)までに定める値 (7) <u>陸上移動局（中継を行うものを除く。）</u>の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じて(1)から(5)までに定める値 [第53～第79 略] 別表第三号（第7条関係） [1 ～34 略] <u>35 削除</u> [36～70 略]	[1 同左] 2 [同左] [(1)～(5) 同左] (6) <u>陸上移動局</u>の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔の総和に応じて(2)から(5)までに定める値 (7) <u>陸上移動局</u>の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じて(1)から(5)までに定める値 [第53～第79 同左] 別表第三号（第7条関係） [1 ～34 同左] <u>35</u> 5 GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 [36～70 同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。 「一、十一の二十八 略」 十一の二十九 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備（次号及び第十一号の二十九の三に掲げるものを除く。） 十一の二十九の二 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 十一の二十九の三 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 十一の二十九の四 設備規則第四十九条の六の十二第二項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備 十一の三十 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 十一の三十の二 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 十一の三十一 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備（次号及び第十一号の三十一の三に掲げるものを除く。） 十一の三十一の二 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 十一の三十一の三 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 十一の三十一の四 設備規則第四十九条の六の十二第二項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備 十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	(特定無線設備等) 第二条 「同上」 「一、十一の二十八 同上」 十一の二十九 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 「新設」 「新設」 「新設」 十一の三十 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 「新設」 十一の三十一 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備 「新設」 「新設」 「新設」 十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

	る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備
十一の三十二の二	設備規則第四十九条の六の十三第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備
十一の三十三	設備規則第四十九条の六の十三第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている基地局（次号及び第十一号の三十三の三に掲げるものを除く。）に使用するための無線設備
十一の三十三の二	設備規則第四十九条の六の十三第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備
十一の三十三の三	設備規則第四十九条の六の十三第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備
	〔十一の三十四、十九の四の三 略〕
	十九の五から十九の十一まで 削除
	〔二十、五十四の四 略〕

	ている陸上移動局に使用するための無線設備
〔新設〕	
十一の三十三	設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備
〔新設〕	
〔新設〕	
	〔十一の三十四、十九の四の三 同上〕
十九の五	設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）
十九の六	設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの
十九の七	設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）
十九の八	設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの
十九の九	設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）
十九の十	設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの
十九の十一	設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備
	〔二十、五十四の四 同上〕

五十四の五	設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第二項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備
五十四の五の二	設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備
五十四の五の三	設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備
五十四の五の四	設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備
五十四の六	設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備
五十四の六の二	設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備
「五十五、八十一 略」	
「2 略」	
別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	
一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	
「(1)・(2) 略」	
(3) 特性試験	
申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。	
「表 別紙二 挿入」	
「注 1、14 略」	
15	設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の十二第一項第四号に規定する無線設備、同条第二項第四号に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）

五十四の五	設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備
「新設」	
「新設」	
「新設」	
「新設」	
五十四の六	設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備
「新設」	
「五十五、八十一 同上」	
「2 同上」	
別表第一号 「同上」	
一 「同上」	
「(1)・(2) 同上」	
(3) 「同上」	
「同上」	
ア 「同上」	
「表 別紙一 挿入」	
「注 1、14 同上」	
15	設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

)又は設備規則第四十九条の二十九の二第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。	
[16 ～ 23 略]	
[ア ・ ウ 略]	
[11 ・ 111 略]	
別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)	
第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書	
[様式略]	
[注 1 ・ 2 略]	
3 2 の(2)の欄は、「 F3E 142MHzから162MHzまで」又は「 F3E 143.54、149.01、149.03、153.33、 165.97MHz 」のように記載するほか、次によること。	
[(1)～(3) 略]	
(4) 第 2 条第 1 項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の 3、第54号若しくは第54号の 6 に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第 2 条第 1 項第11号の20から第11号の20の 3 まで、第11号の22から第11号の24まで、 <u>第11号の29から第11号の29の 3 まで、第11号の31から第11号の31の 3 まで、第11号の33から第11号の33の 3 まで、第21号の 3、第54号の 2 の 2、第54号の 3 若しくは第54号の 5 から第54号の 5 の 3 までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。</u>	
[ア～サ 略]	
シ 4.5GHzを超え <u>5.0GHz</u> 以下の周波数	
[ス 略]	
[(5)・(6) 略]	
[4 ～12 略]	
[第二～第六 略]	
様式第 7 号 (第 8 条、第20条、第27条及び第36条関係)	
表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと	
する。	
[様式略]	

[16 ～ 23 同左]	
[ア ・ ウ 同左]	
[11 ・ 111 同左]	
別表第二号 [同左]	
第一 [同左]	
[様式同左]	
[注 1 ・ 2 同左]	
3 [同左]	
[(1)～(3) 同左]	
(4) 第 2 条第 1 項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の 3、第54号若しくは第54号の 6 に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第 2 条第 1 項第11号の20から第11号の20の 3 まで、第11号の22から第11号の24まで、 <u>第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の 3 若しくは第54号の 5 に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。</u>	
[ア～サ 同左]	
シ 4.5GHzを超え <u>4.9GHz</u> 以下の周波数	
[ス 同左]	
[(5)・(6) 同左]	
[4 ～12 同左]	
[第二～第六 同左]	
様式第 7 号 (第 8 条、第20条、第27条及び第36条関係)	
[同左]	
[様式同左]	

[注 1 ～ 3 略]

- 4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 に掲げる無線設備	D R
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 2 に掲げる無線設備	A Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 3 に掲げる無線設備	B Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 4 に掲げる無線設備	C Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 に掲げる無線設備	E R
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 2 に掲げる無線設備	D Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 に掲げる無線設備	F R
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 2 に掲げる無線設備	E Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 3 に掲げる無線設備	F Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 4 に掲げる無線設備	G Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 に掲げる無線設備	G R
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 の 2 に掲げる無線設備	H Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 に掲げる無線設備	J R
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 2 に掲げる無線設備	I Q
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 3 に掲げる無線設備	J Q
[略]	[略]
第 2 条第 1 項第 19 号の 4 の 3 に掲げる無線設備	W V
[略]	[略]
第 2 条第 1 項第 54 号の 5 に掲げる無線設備	L R
第 2 条第 1 項第 54 号の 5 の 2 に掲げる無線設備	K Q

[注 1 ～ 3 同左]

- 4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 に掲げる無線設備	D R
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 に掲げる無線設備	E R
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 に掲げる無線設備	F R
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 に掲げる無線設備	G R
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 に掲げる無線設備	J R
[同左]	[同左]
第 2 条第 1 項第 19 号の 4 の 3 に掲げる無線設備	W V
第 2 条第 1 項第 19 号の 5 に掲げる無線設備	Z W
第 2 条第 1 項第 19 号の 6 に掲げる無線設備	A V
第 2 条第 1 項第 19 号の 7 に掲げる無線設備	B V
第 2 条第 1 項第 19 号の 8 に掲げる無線設備	C V
第 2 条第 1 項第 19 号の 9 に掲げる無線設備	D V
第 2 条第 1 項第 19 号の 10 に掲げる無線設備	E V
第 2 条第 1 項第 19 号の 11 に掲げる無線設備	F V
[同左]	[同左]
第 2 条第 1 項第 54 号の 5 に掲げる無線設備	L R

第 2 条第 1 項第54号の 5 の 3 に掲げる無線設備	L Q		
第 2 条第 1 項第54号の 5 の 4 に掲げる無線設備	M Q		
第 2 条第 1 項第54号の 6 に掲げる無線設備	M R	第 2 条第 1 項第54号の 6 に掲げる無線設備	M R
第 2 条第 1 項第54号の 6 の 2 に掲げる無線設備	N Q		
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[5 略]		[5 同左]	

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第五条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

送 出 窓	送 出 窓
様式第 1 （第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏 名を記載すること。） 法人番号（行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律（ 平成25年法律第27号）第 2 条第15項に 規定する法人番号がある場合は、記載 すること。） 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載 すること。） 電気通信事業法第 9 条（第12条の 2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受 けたいので、次のとおり申請します。 [1 ～ 3 略] 4 電気通信設備の概要 [(1) ～ (3) 略] [注 1 ～ 4 略] 5 中継系伝送路の種類は、当該設備が優先電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周 波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の 6 の 9 又は第49条の 6 の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第 五世代移動通信システム（同令第49条の 6 の12又は第49条の 6 の13で定める条件に適合 する無線設備（ローカル 5 G の<u>基地局</u>、<u>陸上移動中継局</u>又は陸上移動局のものを除く。 ）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。 [6 ～ 8 略]	様式第 1 （第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏 名を記載すること。） 法人番号（行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律（ 平成25年法律第27号）第 2 条第15項に 規定する法人番号がある場合は、記載 すること。） 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載 すること。） 電気通信事業法第 9 条（第12条の 2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受 けたいので、次のとおり申請します。 [1 ～ 3 同左] 4 [同左] [(1) ～ (3) 同左] [注 1 ～ 4 同左] 5 中継系伝送路の種類は、当該設備が優先電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、 「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周 波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の 6 の 9 又は第49条の 6 の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第 五世代移動通信システム（同令第49条の 6 の12又は第49条の 6 の13で定める条件に適合 する無線設備（ローカル 5 G の<u>基地局</u>又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同 じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。 [6 ～ 8 同左]

[5 略]	[5 同左]
備考 表中の [] の記載は注記もある。	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の電波法施行規則第六条第四項第八号、第十五条の三第二号⁽¹⁸⁾、第十六条第六号から第十号まで、第十七条第六号から第十号まで及び第十八条第一項第二号の規定は、令和十八年三月三十一日までの間は、なお効力を有する。

(無線設備規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に免許又は登録（次項において「免許等」という。）を受けている五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（第三条の規定による改正前の無線設備規則（以下「旧設備規則」という。）第四十九条の二十一第一項に規定する無線設備をいう。以下この条において同じ。）の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、令和十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までに免許等の申請があつた場合に限り、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により免許等を受けることができる。この場合において、当該免許等を受け

た無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

- 3 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局に係る電波法（以下この項、第五項及び第八項において「法」という。）第二十七条の六第二項及び法第二十七条の三十四に規定する開設等の届出は、この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可又は変更登録を受けることができる。ただし、令和八年四月一日以後は、変更登録であつて、電波法施行規則第十九条に規定する軽微な事項を変更する場合に限る。
- 5 前項ただし書の変更登録に関する電波法施行規則第十九条の適用については、同条第一項第一号中「登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの」とあるのは「法第二十七条の二十一第二項第三号に規定する無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲に限る。）を変更しないもの」と、同条第一項第二号及び第二項第二号中「無線設備の変更の工事を伴わないもの」とあるのは「無線設備の変更の工事（空中線利得の増加及び空中線の指向方向の変更を伴うものに限る。）を伴わないもの」と、同条第二項第一号中「登録をした総合通信局長の管轄区域を越えな

いもの」とあるのは「法第二十七条の三十二第二項第三号に規定する無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）を変更しないもの」とする。

6 第四項の規定によりなお従前の例によることとされる変更の許可又は変更登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

7 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により再免許又は再登録を受けることができる。この場合において、当該再免許又は再登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

8 この省令の施行の際現に受けている五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、令和十八年三月三十一日までの間は、なお効力を有する。

9 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間にあつた場合における当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

10 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により受けた技術基準適合証明等は、第

八項の規定を準用する。

- 11 この省令の施行の際現に開設されている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（旧設備規則第四十九条の二十一第二項に規定する無線局をいう。次項及び第十三項において同じ。）の無線設備の条件については、新設備規則の規定にかかわらず、令和十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 12 この省令の施行の際現に受けている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備に係る技術基準適合証明等については、令和十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。
- 13 旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局又は携帯局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間にあつた場合における当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。
- 14 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により受けた技術基準適合証明等については、第十二項の規定を準用する。
- 15 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備の条件については、新設備規

則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備であつて、次の表の第一欄に掲げる無線設備（その占有周波数帯幅の許容値（旧設備規則別表第二号第12の5又は第12の6の(4)の規定に基づき電波の型式に冠して表示するものをいう。以下この項において同じ。）が次の表第二欄に掲げる値である無線設備であつて、同表の第三欄に掲げる周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下この項において「旧無線設備」という。）をいう。）については、当該無線設備の技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の第四欄に掲げる周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（新設備規則別表第二号第12の5又は12の6の(4)の規定に基づき電波の型式に冠して表示する占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

無線設備	旧設備規則第四十九条の六の九に規定する無線設備				占有周波数帯幅の許容値	旧無線設備が送信する周波数	条件に適合するものとみなす周波数
		五 MHz	一〇 MHz	一五 MHz	二〇 MHz	一、九二四・七 MHz を超 え一、九八〇 MHz 以下	一、九二一・七 MHz を超 え一、九八〇 MHz 以下
						一、九二九・七 MHz を超 え一、九八〇 MHz 以下	一、九二五・七 MHz を超 え一、九八〇 MHz 以下
						一、九三四・七 MHz を超 え一、九八〇 MHz 以下	一、九三〇・七 MHz を超 え一、九八〇 MHz 以下
						一、九三九・七 MHz を超 え一、九八〇 MHz 以下	一、九三五・七 MHz を超 え一、九八〇 MHz 以下
	五 MHz	一、九二五 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下		一、九二一・七 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下			
		一、九二四・七 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下					
		一、九二九・七 MHz を超					

旧設備規則第四十九
条の六の十三に規定
する無線設備

一〇 MHz	一、九三〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	一、九四〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	一、九二五・七 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下
一五 MHz	一、九三四・七 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	一、九四五 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	一、九三〇・七 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下
二〇 MHz	一、九三九・七 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	一、九四〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	一、九三五・七 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下

		一、九五〇MHzを超え一 、九八〇MHz以下	
--	--	---------------------------	--

3 第一項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備であつて、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下「旧無線設備」という。）については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この省令による改正後の無線設備規則第四十九条の六の十二に係る四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（新設備規則別表第二号第12の6の(2)及び(3)の規定に基づき電波の型式に冠して表示する占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。この場合において、同条第一項第三号ハ(2)中「四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）」とあるのは「二〇〇ミリワット以下」と読み替えるものとする。

																				上同				特定無線設備の種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																				上同																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

																				略				特定無線設備の種類		
																				略						
																				○	○	○	○		備設線無の九十二の号一十第項一第条二第	
																				○	○	○	○		備設線無の二の九十二の号一十第項一第条二第	
																				○	○	○	○		備設線無の三の九十二の号一十第項一第条二第	
																				○	○	○	○		備設線無の四の九十二の号一十第項一第条二第	
																				注 13	○	○	○		○	設無十の一第一一条第 備線の三号十項第二
																				○						設無二十の一第一一条第 備線のの三号十項第二
																				○						備設線無の一十三の号一十第項一第条二第
																				○						備設線無の二の一十三の号一十第項一第条二第
																				○					備設線無の三の一十三の号一十第項一第条二第	
																				○					備設線無の四の一十三の号一十第項一第条二第	
																				注 13	○				備線の十の一第一一条第 設無二三号十項第二	
																								備線のの十の一第一一条第 設無二二三号十項第二		
																				○					備設線無の三十三の号一十第項一第条二第	
																				○					備設線無の二の三十三の号一十第項一第条二第	
																				○					備設線無の三の三十三の号一十第項一第条二第	
																				略						
																				注 13	○					のの九第一一条第 三四号十項第二
																				略						
																				○						備設線無の五の号四十五第項一第条二第
																				○						備設線無の二の五の号四十五第項一第条二第
																				○						備設線無の三の五の号四十五第項一第条二第
																				○						備設線無の四の五の号四十五第項一第条二第
																				注 13	○					設無六号十第一一条第 備線のの四五項第二
																				○						設無二六号十第一一条第 備線ののの四五項第二
																				略						